

証券コード4174
2022年4月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株 式 会 社 ア ピ リ ッ ツ
代表取締役社長執行役員CEO 和 田 順 児

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をしていただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年4月25日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月26日（火曜日）午前11時00分
2. 場 所 T K P ガーデンシティ渋谷 ホールA
東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 1. 第22期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件、及び取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://appirits.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://appirits.com/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ■ 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2022年4月26日（火曜日）午前11時00分開催  
(受付開始は午前10時30分を予定しております。)



招集ご通知



### ■ 当日ご出席されない場合



#### ■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年4月25日（月曜日）午後6時00分必着

こちらを切り取って  
ご返送ください



#### ■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は3頁～4頁をご覧ください。

行使期限

2022年4月25日（月曜日）午後6時00分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

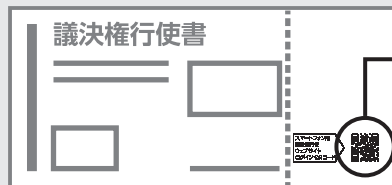
▶ 次頁に詳しくご紹介しています



## ■「スマート行使」による議決権行使について

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



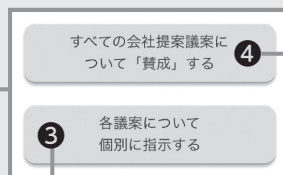
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



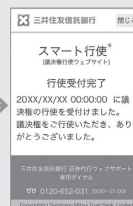
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③ 各議案について個別に指示する



### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

## ■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



### パソコンによるアクセス手順 <https://www.web54.net>

#### ① WEBサイトへアクセス

#### ③ パスワードの入力

#### ② ログインする

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

#### スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条について変更を行うものであります。  
なお、変更案第12条第2項の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、本総会終結の時に発生するものいたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 条 (目的)<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～7. (条文省略)<br>(新設)<br>8. 前各号に付帯する一切の業務                                                                                    | 第 2 条 (目的)<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～7. (現行どおり)<br>8. コールセンター業務の受託<br>9. (現行どおり)                                 |
| 第 12 条 (株主総会の招集)<br>当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br><br>(新設)                                                                                   | 第 12 条 (株主総会の招集)<br>当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br><br><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |
| 第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除)                                                                                                                  |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p><u>第 18 条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p>                                                                                                                                                              |
| (新設) | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | <div> <div>わだじゅんじ</div> <div>和田 順 児</div> <div>(1975年1月3日)</div> <div>再任</div> </div>    | 1993年 4 月 富士通株式会社入社<br>2000年 4 月 株式会社フレックス・ファーム（現株式会社KSK）入社<br>2004年 5 月 住商アドミサービス株式会社入社<br>2005年12月 当社入社<br>2007年 4 月 当社執行役員<br>2009年 9 月 当社執行役員副社長<br>2010年 4 月 当社取締役副社長 執行役員<br>2011年 4 月 当社取締役副社長 執行役員COO<br>2014年 4 月 当社代表取締役社長 執行役員CEO（現任） | 136,200株          |
| 2          | <div> <div>ながやまとおる</div> <div>永 山 順 亨</div> <div>(1973年7月23日)</div> <div>再任</div> </div> | 1996年 4 月 西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社）入社<br>2003年 4 月 株式会社メンバーズ入社<br>2004年 9 月 ディップ株式会社入社<br>2015年10月 株式会社クリエイターズマッチ入社<br>2016年 1 月 同社取締役<br>2020年 4 月 当社入社 執行役員CFO<br>2020年 4 月 当社取締役 執行役員CFO（現任）                                              | —                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | 喜 藤 憲 一<br>(1948年10月16日)<br><div>再任</div> | 1972年 4 月 株式会社ダイエー入社<br>1997年12月 株式会社ヤマト専務取締役<br>1997年12月 シーアイエス株式会社常務取締役<br>1999年12月 ディップ株式会社取締役<br>2000年 6 月 株式会社エイ・ティー・ジー・シー取締役<br>2003年 5 月 株式会社エムオープランニング取締役<br>2004年 4 月 当社取締役（現任）<br>2005年11月 株式会社ケイ・イノベーション代表取締役（現任）<br>2006年12月 ビーコア株式会社監査役<br>2007年 3 月 イーレディー株式会社取締役（現任）<br>2008年 9 月 株式会社創風土監査役<br>2010年 6 月 ビーコア株式会社取締役（現任）<br>2011年 5 月 株式会社ハブ監査役<br>2015年 5 月 ディップ株式会社監査役<br>2016年 5 月 株式会社グローバルベイクーズ取締役（現任）<br>2017年 7 月 LISUTO株式会社取締役（現任）<br>2018年 6 月 ゼネリックソリューション株式会社監査役 | 40,800株           |

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | ことさか まさひろ<br>琴 坂 将 広<br>(1982年1月14日)<br><br><div>再任</div>   | 2000年 9 月 有限会社ニューロン代表取締役<br>2002年 4 月 有限会社ヴィータ・ジャパン取締役<br>2002年 5 月 株式会社イーゼス代表取締役<br>2004年 9 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入<br>社<br>2013年 4 月 立命館大学経営学部准教授<br>2015年 4 月 フランス国立社会科学高等研究院アソシエ<br>ト・フェロー<br>2015年 4 月 当社取締役（現任）<br>2016年 3 月 株式会社ユーザベース監査役<br>2016年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部准教授（現任）<br>2017年 3 月 五常・アンド・カンパニー株式会社取締役（現<br>任）<br>2017年 6 月 ラクスル株式会社監査役<br>2018年12月 株式会社ユーグレナ取締役（現任）<br>2019年 3 月 株式会社ユーザベース取締役（監査等委員）<br>（現任）<br>2019年10月 ラクスル株式会社取締役（監査等委員）（現任） | 9,000株            |
| 5          | かわ また けい こ<br>川 又 啓 子<br>(1960年11月26日)<br><br><div>新任</div> | 2002年 4 月 京都産業大学 経営学部 専任講師<br>2004年 4 月 京都産業大学 経営学部 助教授／准教授<br>2011年 4 月 京都産業大学 経営学部 教授<br>2013年 4 月 亜細亜大学 経営学部 教授<br>2017年 4 月 青山学院大学 総合文化政策学部 教授（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | —                 |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 喜藤憲一氏、琴坂将広氏及び川又啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 喜藤憲一氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。また、企業での役員経験が豊富で、会社経営において幅広い経験と知見を有しており、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。
4. 琴坂将広氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。また、企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見を活かし、当社の中長期的な企業成長に向けた経営に対する様々な助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 川又啓子氏は、青山学院大学総合文化政策学部教授として、マーケティング戦略や消費者行動の分野

において高い専門性を有するほか、eスポーツのスポーツ化に関する研究に従事しており、それらに基づく客観的かつ専門性と知見を活かした有益な助言や意見が期待されることから、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。

6. 当社は、喜藤憲一氏、琴坂将広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、川又啓子氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社と喜藤憲一氏、琴坂将広氏は、それぞれ、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者であります川又啓子氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件、及び取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り当社及び子会社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、本議案に基づき発行される新株予約権の一部を当社取締役（社外取締役を除きます。）に対する非金銭報酬としてのストックオプションとして付与することについて、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬等の額については下記(2)、当社取締役（社外取締役を除きます。）に割り当てる新株予約権の予定上限数については下記(3)、その他会社法施行規則第98条の3に定める新株予約権に係る事項については下記(4)から(10)をご参照ください。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

#### 記

##### (1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社及び子会社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び従業員に対して、当社及び子会社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

##### (2) 当社の取締役に対する報酬等の額

当社の取締役の報酬額につきましては2020年9月10日開催の臨時株主総会において、年額200百万円とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記報酬額とは別枠として、

本株主総会から1年を経過する日までの期間に当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、新株予約権の割当日において算定する新株予約権1個当たりの公正な価額に、取締役（社外取締役を除きます。）に割り当てる新株予約権の予定上限数を乗じて得た額を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

### （3） 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は800個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式80,000株を上限とします。このうち取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てる新株予約権の数は320個を上限とし、各取締役（社外取締役を除きます。）への具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

ただし、上記の上限数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする他、新株予約権の目的となる株式の数が調整された場合には、調整後の新株予約権の目的となる株式の数に新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

### （4） 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。ただし、本株主総会終結後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要かつ合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものと

します。

上記の調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」といいます。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

#### （５） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます。）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。ただし、本株主総会終結後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整を必要とする場合には当社は必要と認める調整を行うものとします。

#### （６） 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会終結後に別途開催される当社の取締役会における付与決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当社の取締役会において定めるものとします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

#### （７） 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとします。

#### (9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社及び子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、諸般の事情を考慮の上、権利の存続を当社の取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めないものとします。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできないものとします。
- ④ 新株予約権者は、(6)に定める行使期間内に限り行使することができるものとします。ただし、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日～12月31日）の合計額が新株予約権者一人あたり1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の持続的な成長に寄与する一定の業績条件が達成された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。なお、当該業績条件については、当社の取締役会決議に基づき別途決定するものとします。
- ⑥ その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

#### (10) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(9)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより

新株予約権を行使できなくなった場合、及び以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### (11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(4)に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

イ) 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

ロ) 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記(10)に準じて決定します。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切

り捨てるものとします。

(13) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない場合にはその旨  
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとします。

(14) 新株予約権の割当日

本株主総会終結後に別途開催される新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものとします。

(15) 取締役に対して当該募集新株予約権を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対して新株予約権を付与するものであります。当社は2022年3月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告30頁に記載の通りであります。本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、当該募集新株予約権の価値の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額を上記の年額の上限の範囲内とすること、当該募集新株予約権の行使によって新規に発行される株式の発行済株式総数に占める割合は2.0%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、各種施策の効果から持ち直しに向かうことが期待されるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。当社グループが属するインターネット業界、オンラインゲーム業界においては、大手企業を中心にデジタルトランスフォーメーションの推進により、既存のビジネスモデルや業界構造を見直す動きが継続しています。また、感染症対策としてのリモートワークの環境整備など、ITに対する底堅いニーズがある一方で、一部の企業では業績悪化によりIT投資を縮小・延期するケースも発生するなど、楽観視はできない状況が継続しております。

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、デジタルトランスフォーメーションの潮流の下、クラウド、AI、IoT、ビッグデータ等へのIT投資意欲は依然として高く、引き続き市場の拡大が見込まれている一方で、国内でこれらを担うIT技術者不足は依然として継続しており、人材の確保及び育成が大きな課題となっています。

このような状況の下、当社グループは「ザ・インターネットカンパニー」という理念に基づき、「セカイに愛されるインターネットサービスをつくり続ける」ことを目指し、進化したデジタル技術を用いて人々の生活をよりよいものへ変革するという考え方の基、Webソリューション事業とオンラインゲーム事業を展開しております。

この結果、2022年1月期は、売上高4,795,709千円、営業利益233,302千円、経常利益220,130千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額51,878千円を計上した結果、109,206千円となりました。

なお、当社は、第4四半期連結会計期間において、ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営事業に注力している株式会社ムービングクルーを子会社化したことに伴い、第4四半期連結会計期間より連結決算へ移行しております。前連結会計年度については連結計算書類を作成していないため、比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

(Web ソリューション事業)

Webソリューション事業では、市場のデジタルトランスフォーメーション化への追い風の中で、顧客のニーズに合わせ、サービス設計から開発・保守までの一連を請け負うことによりロイヤリティー（注1）を形成し、継続受注や複合サービスの提供案件を順調に伸ばすことができました。また、案件規模の拡大により受注単価も順調に上昇しております。そのため、当社グループの事業においては、エンジニアを中心としたデジタル人材を事業の源泉と考えており、優秀な人材の採用と育成を重要課題と捉え、中途採用に加えて新卒採用についても積極的に行い、増加する受注案件に対応できる組織作りに努めてまいりました。さらに、株式会社ムービングクルーを子会社化したことにより、エンターテインメント領域の開発ノウハウの獲得と優秀なデジタル人材を迎え入れることで、より一層デジタルビジネスの変革と拡大に貢献できるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大による影響として、EC事業等はデジタルトランスフォーメーションの後押しでビジネスが活発になるなど受注案件は増加しました。一方で、上期においては度重なる緊急事態宣言等によりリモート開発を余儀なくされたことや、増加する受注の取り込みを優先したことで一時的に外注費用の増加に繋がりましたが、下期における対策として案件と人材配置の最適化を徹底した結果、2022年1月期における売上高は2,184,831千円、セグメント利益は556,805千円となりました。

（注1） マッキンゼー・アンド・カンパニーが提唱した意思決定と購入を繰り返す過程で発生するロイヤリティの高いユーザーがとる行動パターン。

(オンラインゲーム事業)

オンラインゲーム事業では、「自社ゲーム開発」においては、各ゲームタイトルにおいて様々なイベントの開催や新キャラクターの追加等を行い、売上維持に努めるとともに、不採算タイトルのサービスを終了し、運営体制の見直しを図りました。また、「パートナーゲーム開発」においては、「自社ゲーム開発」におけるノウハウを活かした他社ゲーム開発の受注や過去最大のセカンダリ案件（注2）である「けものフレンズ3」の運営が順調に推移しました。また新型コロナウイルス感染拡大による影響で「クリエイター派遣」の新規獲得速度に鈍化が見られたものの、オンラインゲーム事業全体での売上高への影響は軽微であります。

その結果、2022年1月期における売上高は2,610,877千円、セグメント利益は209,353千円となりました。

（注2） 既にリリースされているゲームタイトルをゲームメーカーと協業、またはゲームタイトルの買取を実行し運営を行う事業。

## 事業別売上高

| 事業別          | 売上高          |
|--------------|--------------|
| Webソリューション事業 | 2,184,831 千円 |
| オンラインゲーム事業   | 2,610,877 千円 |
| 合計           | 4,795,709 千円 |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は99,737千円であり、その主な内容は人員増に伴う増床やソフトウェア開発によるものであります。

### ③ 事業の譲渡及び譲受の状況

当社は2021年8月1日付で株式会社セガより同社が運営主体である「けものフレンズ3」の運営権を譲受し、ゲーム運営のノウハウを活かして収益増加及び自社のゲーム開発力のさらなる向上を図りました。

### ④ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、お客様のデジタルビジネスの変革と拡大に貢献し、中期的な成長戦略の達成と企業価値の向上に繋げるため、2022年1月1日付でエンターテインメント領域の顧客に向けた開発ノウハウとデジタル人材とを擁する株式会社ムービングクルーの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

### ⑤ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、2021年2月25日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したことに伴い実施した公募増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ103,132千円増加しております。また、2021年3月24日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により資本金及び資本準備金がそれぞれ19,540千円増加しております。

さらに、財務基盤のより一層の安定化を図ることを目的として、2021年10月29日付で300,000千円の特種当座借越契約を締結し、2021年12月23日に当該特種当座借越契約の実行により、300,000千円の資金調達を行いました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループが認識している主な経営課題は次のとおりです。

### ① 技術革新への対応

通信技術やインターネットを基盤技術とする各種技術の急激な進化に伴い、インターネット利用者がインターネット関連サービスに期待することも大きく変化していくことが予想され、当社グループにおいてもこの変化に柔軟に対応していくことが今後の成長において必要不可欠であると認識しております。

そのため、各種技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化を的確に把握・予測し、当社グループのサービス向上、新規開発に結びつけるよう努めてまいります。

### ② 優秀な人材の確保と育成

当社グループが継続的に成長し続けるためには、インターネット関連技術に関して、デジタルトランスフォーメーション時代に対応し進化した高いデジタル技術力を維持し続けることが重要であると認識しております。そのために、高いスキルを備えた人材やデジタルネイティブな若い人材の確保及び育成が必要不可欠であり、当社グループでは当該人材の採用を積極的に行い、中途採用及び新卒採用を毎年継続的に行っております。また、優秀な人材の定着を促進するため、ワークライフバランスの充実、働き甲斐のある職場環境の構築に引き続き努めるとともに学習循環を活かして、既存社員を含めた社員の教育、育成に注力してまいります。

### ③ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、内部管理体制の充実に努めてまいります。

### ④ M&Aを利用した事業の拡大

当社グループは、成長戦略の一環としてM&Aを推進しております。M&Aを検討する際には、当社グループ事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果を最大化するプロセス（PMI）等に留意しております。今後も、M&Aを推進し、より一層の事業拡大を図ってまいります。

### ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関わるリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、当社グループでは、国及び地方自治体の指針に従い、従業員の移動を伴う業務の自粛や、社内会議のオンライン化、テレワークの推

進、やむをえず出勤せざるを得ない従業員の時差出勤やマスク着用、消毒の徹底等の対応を行うことで事業への影響の低減を図っております。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 19 期<br>(2019年 1 月期) | 第 20 期<br>(2020年 1 月期) | 第 21 期<br>(2021年 1 月期) | 第 22 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 1 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | —                      | —                      | —                      | 4,795,709                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | —                      | —                      | —                      | 109,206                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)              | —                      | —                      | —                      | 28.37                               |
| 総 資 産 (千円)                   | —                      | —                      | —                      | 2,815,856                           |
| 純 資 産 (千円)                   | —                      | —                      | —                      | 1,924,540                           |

- (注) 1. 第22期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第21期以前の各数値は記載しておりません。
2. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 19 期<br>(2019年 1 月期) | 第 20 期<br>(2020年 1 月期) | 第 21 期<br>(2021年 1 月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 1 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 2,902,354              | 3,579,528              | 3,889,332              | 4,795,709                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 58,361                 | 66,568                 | 125,597                | 135,856                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 18.16                  | 20.72                  | 39.09                  | 35.29                             |
| 総 資 産 (千円)      | 1,821,057              | 1,917,526              | 2,079,854              | 2,795,681                         |
| 純 資 産 (千円)      | 1,341,702              | 1,408,270              | 1,533,867              | 1,951,190                         |

- (注) 当社は2020年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を、2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割をそれぞれ行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

##### ②親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

##### ③重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金     | 当社の出資比率 | 主要な事業                       |
|--------------|---------|---------|-----------------------------|
| 株式会社ムービングクルー | 5,150千円 | 100%    | インターネットコンテンツ<br>企画・制作・運営管理等 |

(注) 2022年1月1日付で株式会社ムービングクルーの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

#### (5) 主要な事業内容

| 事業           | 主要製品・事業内容                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| Webソリューション事業 | ビジネス系ポータルサイト・ECサイト等のWebシステム受託開発・運営及び保守、Webマーケティング支援・ECサイト向けASPの提供・セキュリティ診断等の各種周辺サービス |
| オンラインゲーム事業   | 自社企画オンラインゲームの開発・運営、オンラインゲームの受託開発、プランナー・エンジニア等のクリエイター派遣                               |

#### (6) 主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地  |
|-----|--------|
| 当社  | 東京都渋谷区 |

#### (7) 従業員の状況

##### ①企業集団の従業員の状況

| 従業員数  | 前連結会計年度末増減比 |
|-------|-------------|
| 462 名 | — 名         |

(注) 1. 上記従業員には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員）を含んでおりません。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減については記載していません。

## ②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数       | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------------|--------|---------|--------|
| 443 名<br>(86) | 32 名増  | 31.8 歳  | 4.2 年  |

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)は、( )外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

| 借 入 先       | 借 入 金 残 高  |
|-------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行  | 300,000 千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 9,500 千円   |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 3,314 千円   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 12,840,000株

(2) 発行済株式の総数 3,981,600株

(3) 株主数 1,396名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-----------------------------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社エイ・ティー・ジー・シー                              | 1,555,200 | 39.06       |
| クリプトメリア株式会社                                   | 320,400   | 8.05        |
| 魚谷 幸一                                         | 186,600   | 4.69        |
| 和田 順児                                         | 136,200   | 3.42        |
| 三浦印刷株式会社                                      | 90,000    | 2.26        |
| 笠谷 真也                                         | 87,900    | 2.21        |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC) | 85,200    | 2.14        |
| アピリッツ従業員持株会                                   | 81,600    | 2.05        |
| 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ                              | 60,000    | 1.51        |
| 楽天証券株式会社                                      | 48,600    | 1.22        |

- (注) 1. 当社は自己株式を保有しておりません。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

##### ① 新株予約権の数

706個

##### ② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 211,800株（新株予約権1個につき 300株）

##### ③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

| 区分                | 回次<br>(行使価額)   | 行使期間                     | 行使<br>の条件 | 個数   | 保有者数 |
|-------------------|----------------|--------------------------|-----------|------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第7回A<br>(400円) | 2021年2月25日から2028年1月31日まで | (注) 2.    | 140個 | 1名   |
|                   | 第8回A<br>(400円) | 2021年5月18日から2029年1月31日まで | (注) 2.    | 110個 | 1名   |
|                   | 第9回A<br>(434円) | 2022年4月26日から2030年1月31日まで | (注) 2.    | 315個 | 2名   |
|                   | 第9回B<br>(434円) | 2022年8月14日から2030年1月31日まで | (注) 2.    | 5個   | 1名   |
| 社外取締役             | 第9回A<br>(434円) | 2022年4月26日から2030年1月31日まで | (注) 2.    | 6個   | 1名   |
| 監査役               | 第7回A<br>(400円) | 2021年2月25日から2028年1月31日まで | (注) 2.    | 20個  | 2名   |
|                   | 第8回A<br>(400円) | 2021年5月18日から2029年1月31日まで | (注) 2.    | 110個 | 1名   |

(注) 1. 2020年9月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、2021年10月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は1個単位とし、1個未満の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。

- ④ その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                         |
|----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 和 田 順 児 | 執行役員CEO                                                                                              |
| 取締役      | 永 山 亨   | 執行役員CFO                                                                                              |
| 取締役      | 喜 藤 憲 一 | 株式会社ケイ・イノベーション代表取締役<br>イーレディー株式会社取締役<br>ビーコア株式会社取締役<br>株式会社グローバルベイクーズ取締役<br>LISUTO株式会社取締役            |
| 取締役      | 琴 坂 将 広 | 慶應義塾大学総合政策学部准教授<br>五常・アンド・カンパニー株式会社取締役<br>株式会社ユーグレナ取締役<br>株式会社ユーザベース取締役（監査等委員）<br>ラクスル株式会社取締役（監査等委員） |
| 監査役      | 三 原 順   | —                                                                                                    |
| 監査役      | 石 上 尚 弘 | 石上法律事務所弁護士<br>川口化学工業株式会社取締役（監査等委員）                                                                   |
| 監査役      | 伊 藤 英 佑 | 伊藤会計事務所代表<br>八面六臂株式会社監査役<br>株式会社ライブレボリューション監査役<br>株式会社マーケットエンタープライズ監査役<br>株式会社モバイルファクトリー監査役          |

- (注) 1. 取締役喜藤憲一及び琴坂将広の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役石上尚弘氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者であります。  
4. 監査役伊藤英佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
5. 当社は、取締役喜藤憲一及び琴坂将広の両氏、監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏を、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
6. 2021年4月30日の第21回定時株主総会終結の時をもって、魚谷幸一氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

- ① 取締役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額200百万円以内」と決議しております。なお、決議当時の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2022年3月16日取締役会で次のとおり決議しております。
  1. 基本方針  
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成するものとする。
  2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
  3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権（税制適格ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。
  4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額における取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連す

る業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど固定報酬としての基本報酬の金額が高まる構成とし、社外取締役の意見を聴取し検討を行う。

取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員CEOである和田順児がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員CEOは、当該意見の内容に従って決定をしなければならないこととする。

委任の理由は、役位、職責、在任年数等及び当社の業績を総合的に勘案した報酬額の決定においては、代表取締役社長執行役員CEOに委任することが最適であると判断しているためです。

なお、新株予約権（税制適格ストックオプション）は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ③ 監査役の報酬等は、2020年9月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額40百万円以内」と決議しております。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。なお、決議当時の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 取 締 役        |                       | 監 査 役        |                       | 計            |                        |
|--------------|-----------------------|--------------|-----------------------|--------------|------------------------|
| 人員（名）        | 金額（千円）                | 人員（名）        | 金額（千円）                | 人員（名）        | 金額（千円）                 |
| 5<br>（うち社外2） | 51,750<br>（うち社外6,450） | 3<br>（うち社外2） | 18,900<br>（うち社外4,800） | 8<br>（うち社外4） | 70,650<br>（うち社外11,250） |

#### (6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                               |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 喜 藤 憲 一 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。 |
| 取締役 | 琴 坂 将 広 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 | 石 上 尚 弘 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。                  |
| 監査役 | 伊 藤 英 佑 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。                |

(注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額       |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,500 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積もりの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社グループは、会計監査人に対して新規上場に係るコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、2015年8月17日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、2018年11月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は次のとおりです。

#### 1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (2) 毎月1回以上開催する取締役会において、経営事項の審議及び決議を迅速に行い、各取締役の執行状況を監督する。契約を締結する際は、社内規程に基づき適切な社内手続を経て契約を締結する。
- (3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は必要に応じて監査役・監査法人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について監査し、必要に応じて取締役会・代表取締役に対し勧告する。
- (5) 「リスク・コンプライアンス規程」を通じ、法令、定款及び社会規範等の遵守の必要性を理解し、またその教育活動を推進する。
- (6) 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、これを社内に周知徹底する。
- (7) 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みを構築する。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、適時に開示できるよう適切に保存及び管理する。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の意思決定は、取締役会・執行役員会等において十分に審議を行う。
- (2) 取締役は、リスク・コンプライアンス管理委員会を通じて当社全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。また、執行役員は、所管する部門についての諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 代表取締役社長のもとに取締役、執行役員及び各部門責任者で構成された執行役員会を設置し、社長は取締役会で決定した方針及び計画に基づき、各執行役員及び各部門責任者に必要な指示を伝達する。また、執行役員会において、各部門責任者は各部門の業務執行状況を報告する。
- (3) 日常の職務の執行においては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、効率的な職務の執行を図る。

### 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社を含む企業集団との取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、補助するための使用人を配置する。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって命令を受けた事項に関しては、取締役その他上長等の指揮命令を受けない。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができる。
- (2) 取締役等は、監査役に対して法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項がある場合は、迅速かつ的確に報告する。
- (4) 当社は、取締役及び使用人が監査役へ報告をしたことを理由として、報告をした者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査法人や内部監査部門と連携し、効果的かつ効率的に監査を実施する。
- (2) 適宜、各監査役で構成される監査役会を開催し、各監査役相互の情報共有を図る。
- (3) 監査役は、監査法人や内部監査部門より定期的に監査の状況報告を受け、監査の有効性、効率性を高める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、定期的開催している取締役会、リスク・コンプライアンス管理委員会や執行役員会等において、各役員・部門間の情報共有を行い、全社的なリスク管理を行えるよう努めております。

また、監査役が効率的に監査を行えるよう、内部監査部門や監査法人と適宜に連絡を取り合えるような体制を整備しております。取締役・使用人におきましても、監査役に適時に情報の提供を行い、監査役監査に協力するように努めております。

今後も「内部統制システムの基本方針」を遵守し、継続的に業務の見直し・改善を行い、適切な内部統制システムの構築・運用が行えるよう努めてまいります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する事項

### 配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し、毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案して決定する方針です。配当については安定的かつ業績を反映させた増配の継続を目指すことに加え、資本収益性向上への取り組みの結果として発生した余剰資金を利用して、経営を取り巻く諸環境を踏まえ、機動的に自己株式の取得を行う事も選択肢といたします。配当及び自己株式取得における総還元性向30%を目標としてまいります。

上記方針のもと、2022年1月31日を基準日とする1株当たり配当金につきましては、1株当たり普通配当5円と決定いたしました。

また、2023年1月期の配当予想は、中間配当5円、期末配当5円の合計10円とし、2022年1月期より増配を予想しております。

なお、当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,148,644	流 動 負 債	884,816
現 金 及 び 預 金	1,439,134	買 掛 金	88,579
売 掛 金	512,643	短 期 借 入 金	300,000
仕 掛 品	122,134	1 年 内 返 済 予 定 の 金	6,314
そ の 他	75,971	長 期 借 入 金	311,946
貸 倒 引 当 金	△1,239	未 払 金	14,389
固 定 資 産	667,211	未 払 法 人 税 等	14,389
有 形 固 定 資 産	75,276	未 払 消 費 税 等	56,138
建 物	34,758	賞 与 引 当 金	10,800
工 具、器 具 及 び 備 品	40,518	受 注 損 失 引 当 金	6,085
無 形 固 定 資 産	194,895	そ の 他	90,561
ソ フ ト ウ エ ア	843	固 定 負 債	6,500
の れ ん	194,051	長 期 借 入 金	6,500
投 資 そ の 他 の 資 産	397,039	負 債 合 計	891,316
差 入 保 証 金	287,239	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	108,784	株 主 資 本	1,924,540
そ の 他	1,015	資 本 金	588,912
		資 本 剰 余 金	487,082
		利 益 剰 余 金	848,544
		純 資 産 合 計	1,924,540
資 産 合 計	2,815,856	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,815,856

連結損益計算書

(2021年 2 月 1 日から)
(2022年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,795,709
売上原価		3,605,208
売上総利益		1,190,501
販売費及び一般管理費		957,198
営業利益		233,302
営業外収益		
受取利息	10	
前受金取崩益	4,196	
その他の	558	4,765
営業外費用		
支払利息	294	
株式交付費	2,229	
上場関連費用	14,403	
その他の	1,009	17,937
経常利益		220,130
特別損失		
減損損失	36,445	36,445
税金等調整前当期純利益		183,685
法人税、住民税及び事業税	22,599	
法人税等調整額	51,878	74,478
当期純利益		109,206
親会社株主に帰属する当期純利益		109,206

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年 2 月 1 日から)
(2022年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
2021年2月1日残高	448,180	346,350	739,337	1,533,867	1,533,867
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	140,732	140,732	—	281,465	281,465
親会社株主に帰属する当期 純利益	—	—	109,206	109,206	109,206
連結会計年度中の変動額合計	140,732	140,732	109,206	390,672	390,672
2022年1月31日残高	588,912	487,082	848,544	1,924,540	1,924,540

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,096,908	流 動 負 債	844,491
現金及び預金	1,415,374	買掛金	81,452
売掛金	488,083	短期借入金	300,000
仕掛品	119,791	1年内返済予定の長期借入金	3,314
その他	74,898	未払金	285,453
貸倒引当金	△1,239	未払法人税等	14,372
固 定 資 産	698,773	未払消費税等	52,807
有形固定資産	75,276	賞与引当金	10,800
建物	34,758	受注損失引当金	6,085
工具、器具及び備品	40,518	その他の	90,205
無形固定資産	94,506	負 債 合 計	844,491
ソフトウェア	843	純 資 産 の 部	
のれん	93,663	株 主 資 本	1,951,190
投資その他の資産	528,990	資 本 金	588,912
関係会社株式	135,900	資 本 剰 余 金	487,082
差入保証金	284,919	資 本 準 備 金	487,082
繰延税金資産	107,428	利 益 剰 余 金	875,194
その他の	742	その他利益剰余金	875,194
		繰越利益剰余金	875,194
		純 資 産 合 計	1,951,190
資 産 合 計	2,795,681	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,795,681

損 益 計 算 書

(2021年 2 月 1 日から)
(2022年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,795,709
売上原価		3,605,208
売上総利益		1,190,501
販売費及び一般管理費		931,298
営業利益		259,202
営業外収益		
受取利息	10	
前受金取崩益	4,196	
経営指導料	750	
その他の	558	5,515
営業外費用		
支払利息	294	
株式交付費	2,229	
上場関連費用	14,403	
その他の	1,009	17,937
経常利益		246,780
特別損失		
減損損失	36,445	36,445
税引前当期純利益		210,335
法人税、住民税及び事業税	22,599	
法人税等調整額	51,878	74,478
当期純利益		135,856

株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2021年2月1日 残高	448,180	346,350	346,350	739,337	739,337	1,533,867	1,533,867
事業年度中の変動額							
新株の発行	140,732	140,732	140,732	—	—	281,465	281,465
当期純利益	—	—	—	135,856	135,856	135,856	135,856
事業年度中の変動額合計	140,732	140,732	140,732	135,856	135,856	417,322	417,322
2022年1月31 日残高	588,912	487,082	487,082	875,194	875,194	1,951,190	1,951,190

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内 啓行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 彦太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アピリッツの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アピリッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

株式会社アピリッツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	開内 啓行
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鶴 彦太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アピリッツの2021年2月1日から2022年1月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月23日

株式会社アピリッツ 監査役会

常勤監査役	三 原 順 ㊟
監 査 役	石 上 尚 弘 ㊟
監 査 役	伊 藤 英 佑 ㊟

(注) 監査役石上尚弘及び監査役伊藤英佑は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階

TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

交通のご案内



●アクセス

- ・ J R 山手線、埼京線、湘南新宿ライン：「渋谷駅」東口徒歩3分
- ・ 東京メトロ銀座線、半蔵門線、副都心線：「渋谷駅」15番出口徒歩3分
- ・ 東急東横線、田園都市線：「渋谷駅」15番出口徒歩2分

※駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。